

○議長（赤星行人君） 日程第九 議案第十五号 福生市国民年金印紙購入基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 佐藤慶二君登壇）

○厚生委員長（佐藤慶二君） 御指名をいただきましたので、議案第十五号 福生市国民年金印紙購入基金条例の一部を改正する条例について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、現状ではどのくらいの額で推移しているのかとの質疑に、理事者より、平成三年度の平均月額では四千八百二十二万円前後である。また、来年度についても引き上げが予定されているとの答弁がありました。

また委員より、以前の経過について伺いたいとの質疑に、理事者より昭和六十年に設置をし、そのときに一千万円というような形で設置をさせていただいたとの答弁があり、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第十五号について採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第十五号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第十 議案第十六号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 佐藤慶二君登壇）

○厚生委員長（佐藤慶二君） 御指名をいただきましたので、議案第十六号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質問もなく、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第十六号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
お諮りいたします。

○議長（赤星行人君） 御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第十六号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第十一 議案第十七号 福生市福祉会館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 佐藤慶二君登壇）

○厚生委員長（佐藤慶二君） 御指名をいただきましたので、議案第十七号 福生市福祉会館条例の一部を改正する条例について、審査報告をさせていただきます。
なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、バスと風呂の関係で回数に変化がなく、曜日に変化が出てくるということだが、実際に何が変わるのかとの質疑に、理事者より、従来は火曜日を休業日にして月曜日が半日という形にしていたが、それを今回、月曜日から金曜日にかけて多くの利用形態が図れることから、日曜日を休業日にして月曜日を一日開館する中で、月曜日から金曜日までの五日間、バスとお風呂の運行をさせていただきたい、したがって、回数的には変化がないが、会議室の利用については月曜日の夜間の利用が可能になるとの答弁がありました。

また委員より、日曜日を休業日にすることで心配ごと、相談など市民サービスの低下の心配はないか。

また、お年寄りの緊急時の連絡についての対応はどうかとの質疑に、理事者より、日曜日に社協職員がいたという点では相談的な面で応じられない恐れは多分にあるが、これについては平日心配事、相談を含めいろいろな体系で相談に応じている。また、日曜などの事業については事前に予定を組み、職員の休日出勤の対応になると思う。それから、緊急時の連絡網についてはこれから御心配のないようなシステムを図っていきたいと考えているとの答弁があり、さらに、休日いろいろなトラブルが発生した場合の連絡網の強化などを図っていただきたいとの要望がありました。

その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案可決すべきものと決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 以上で報告は終わりました。
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第十七号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第十七号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 十一時五分まで休憩をいたします。

午前 十時 五十三分 休憩

午前十一時 五分 開議

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十二 議案第十八号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 佐藤慶二君登壇）

○厚生委員長（佐藤慶二君） 御指名をいただきましたので、議案第十八号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配布の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質問もなく、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第十八号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議ないと認めます。よって議案第十八号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第十三 議案第十九号 福生市敬老金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 佐藤慶二君登壇）

○厚生委員長（佐藤慶二君） 御指名をいただきましたので、議案第十九号 福生市敬老金条例の一部を改正する条例について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配布の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、現在このような敬老金支給贈呈をしている市は何市ぐらいあるのか。また、一番高い額を支給している市はどこかとの質疑に、理事者より、これについては多摩地区市町村の全体で行っている。それから平成三年のデータでは三千円から一万円の範囲内で、大体五千円支給のところが多い。また、狛江市では九十一歳以上の方に一万六千円出しているケースもあるとの答弁があり、また委員より、今回敬老金の額の引き上げについて、またほかの手当についても言えるが、何か定期的に基準があるのかとの質疑に、理事者より、今回の値上げについては各市の状況、相当長い期間据え置かれているということを勘案した中で御提案申し上げた。また、その他の手当についてもこれといった決めはなく、諸般の事情という形でお願いしているとの答弁がありました。こういうものに関しては期間的にはっきりとした基準を設けてもらいたいとの意見がありました。

その後お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

きます。

○議長（赤星行人君） 以上で報告は終わりました。
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第十九号について採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第十九号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第十四 議案第二十号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 佐藤慶二君登壇）

○厚生委員長（佐藤慶二君） 御指名をいただきましたので、議案第二十号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質問もなく、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ、当委員会報告とおり決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第二十号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第十五 議案第二十一号 福生市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 佐藤慶二君登壇）

○厚生委員長（佐藤慶二君） 御指名をいただきましたので、議案第二十一号 福生市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

(厚生委員長 佐藤慶二君登壇)

○厚生委員長(佐藤慶二君) 御指名をいただきましたので、議案第二十三号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、審査報告をさせていただきます。なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、ここで政府管掌保険が二十四万円になるのかとの質疑があり、理事者より、政府の予算が通ると二十四万円ということになると予想をしている。政府管掌保険は二十四万円になるという説明は聞いているとの答弁があり、その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(赤星行人君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第二十三号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十三号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(赤星行人君) 日程第十八 議案第二十四号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 浜中輝夫君登壇)

○建設委員長(浜中輝夫君) 御指名をいただきましたので、議案第二十四号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

現地視察後、理事者の説明を受け質疑に入りましたが、さしたる質疑もなく、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(赤星行人君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第二十四号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十四号は、委員長の報告のとおり可決され

ました。

○議長（赤星行人君） 日程第十九 議案第二十五号 福生市都市計画審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 浜中輝夫君登壇）

○建設委員長（浜中輝夫君） 御指名をいただきましたので、議案第二十五号 福生市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配布の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者の説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑もなく、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案可決した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第二十五号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十五号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第二十 議案第二十六号 福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 佐藤慶二君登壇）

○厚生委員長（佐藤慶二君） 御指名をいただきましたので、議案第二十六号 福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、出勤手当の計算というのは、実際に火事があって出勤したときの消防団員の数の実数で計算するのかとの質疑があり、理事者より、予算についてはある程度前年度の実績と過去の例を見ながら予算組みするが、手当については報告をいただき費用を出すということである。団については別に活動交付金として出しているとの答弁があり、その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第二十六号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十六号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第二十一 議案第二十七号 福生市高齢者看護料資金貸付基金条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 佐藤慶二君登壇）

○厚生委員長（佐藤慶二君） 御指名をいただきましたので、議案第二十七号 福生市高齢者看護料資金貸付基金条例について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

○委員より、何人ぐらいの老人が貸し付けの対象になっているのかとの質疑に、理事者より、平成三年の八月現在で老人医療受給者の対象が二千八百六人であるとの答弁がありました。

また、この年度五百万円とした算定基準について伺いたいとの質疑に、理事者より、五百万円の算定基準については過去三年間の件数を見、月平均の件数を出し、大体借りる方が約二割ぐらいなのでそれを見込むと約六・六件となる。一件当たり大体三十万円の八割ほどを見込み、二十四万円ほどを想定している。その三ヵ月分を見込んだ額で、すべて全部貸してしまつた場合四百七十五万円になり、五百万円あれば足

りるのではないかということである。

さらに委員より、具体的に手続きはどういう方法であるのかとの質疑に、理事者より、医療機関からの受領書をお持ちいただき、そこで申請をしてもらい、職員が内容をチェックし、一週間から二週間以内に貸し付けをする。その後の看護料の内容については、国保連合会に審査依頼する形を考えているとの答弁がありました。

○またさらに委員より、二十七日中何市が行っているか。また、金額的にはどうかとの質疑があり、理事者より、羽村市を入れ十二市が行っている。基金額については三鷹市では千五百万円、青梅市では六百万円、羽村が二百万円であるとの答弁があり、その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり決すべきものと決定いたしました。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で報告は終わりました。これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第二十七号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十七号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第二十二 議案第三十七号 平成三年度福生市一般会計補正予算（第六号）を議題といたします。

○ 本案については、総務、厚生、建設の三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。まず、総務委員長須釜亮次君。

（総務委員長 須釜亮次君登壇）

○総務委員長（須釜亮次君） 御指名をいただきまして、議案第三十七号 平成三年度福生市一般会計補正予算（第六号）のうち、総務委員会所管分に関する委員会審査報告をさせていただきます。なお、お手元に御配布の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

まず、歳入全般及び地方債補正につき理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、市民税の個人分は、所得割りの補正はこれが最終となるのかとの質疑に対して、理事者より、市民税関係は今回二千万円の補正で、これが最後になるうかと思うとの答弁がありました。

続いて、教育費を除く歳出の説明を受けた後に質疑に入りました。

委員より、都市開発基金の土地開発基金に積み立てる理由は何かとの質疑に対し、理事者より、土地開発基金は運用基金ということで回転しながら運用を図っている。積み立て前の基金額が五億五千三百万円であり、土地で持っている部分が五億一千五百万円あり、先行投資をするための額が少ないことから、今回の一億二千万円を積み立てようとするものであるとの答弁に対し、さらに、ここで一億二千万円積むが、この基金を使って早急に土地を買うというものがあるのかとの重ねての質疑に対して、理事者より、現実に使える現金は一億八千五百万円ぐらいたくなく、新たに土地を購入したいと思っても買えない状況になっている。したがって、これから代替用地とか道路の関係で処理をしたいという問題が出た場合に対応できない状態になっているための補正であるとの答弁に対して、土地開発基金は土地購入に限定されているものであり、当面すぐこの基金を活用するという状況とも思われないので、反対であるとの意見がありました。

続いて、教育費の説明を受けた後に質疑に入りましたが、さしたる質疑もなく、審査中において反対の意見があり、起立により採決しました結果、賛成多数により原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 次に、建設委員長浜中輝夫君。

（建設委員長 浜中輝夫君登壇）

○建設委員長（浜中輝夫君） 御指名をいただきましたので、議案第三十七号 平成三年度福生市一般会計補正予算（第六号）歳出予算のうち、建設委員会所管分について、審査報告をさせていただきます。なお、お手元に御配布の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、公害対策費で一般財源と都の財源との振り替えをしたことにより、一般財源は幾ら残った形となるか。理事者より、最終的には二千六百八十五万三千円となる。

委員より、公害対策費の増は人件費分とのことだが、都から人件費分としてきている金額は幾らか。理事者より、人件費としては一千五百八十四万四千四百八十八円を見込んでいる。

委員より、公害対策関係の職員を組織改正で三人から二人にするが、近隣市の公害担当の職員体制は何人ぐらいか。理事者より、各市の人口規模にもよるが、福生市ぐらゐの規模では三人ぐらゐの体制で対応している状況であるとの答弁後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり決定すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 次に、厚生委員長佐藤慶二君。

(厚生委員長 佐藤慶二君登壇)

○厚生委員長(佐藤慶二君) 御指名をいただきましたので、議案第三十七号 平成三年度福生市一般会計補正予算(第六号)歳出予算のうち、厚生委員会所管分について、審査報告をさせていただきます。なお、お手元に御配布の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書)別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、生活保護費の関係で、生保所帯が二十五所帯減少したということだがどういう理由なのかとの質疑があり、理事者より、当初予算では平成二年十月期の所帯をベースにおいて積算させていただいた。このときの所帯は三百三十三世帯、四百八十二人であったが、月々変更があり、今年度は平均で三百八所帯になることから、当初との見込差二十五所帯が出たということである。この減った中身については母子所帯の対象者数が十所帯程度減少しているとのこと。傷病所帯数が十二所帯減っていることによるものであるとの答弁があり、さらに委員より、健康まつり事業補助で二回目になるが、毎年グレードアップしてすばらしい方向にいったらと思うが、最近問題になっているエイズとかアトピーの問題なども事業のメニューに入れていったらどうかとの質疑に、理事者より、そういった今問題になっているものも取り組みたらと考えているが、今後運営委員会などの御意見を聞きながら充実化を図っていきたいと考えているとの答弁があり、その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

○何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(赤星行人君) 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますのでこれより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番、原敏子君。

(十二番 原 敏子君登壇)

○十二番(原 敏子君) 議案第三十七号 平成三年度福生市一般会計補正予算(第六号)につきまして、日本共産党議員団を代表いたしまして、反対討論を行います。

本補正予算は、補正額において歳入歳出三億五千六百八十四万五千円となっています。歳入の主なものは市税の六千万円の増と基金の利子二億八千二百七十二万円であり、ほかは実績による増減となっています。歳出において主なものは土地開発基金への積立金一億二千万円であり、ほかには国保への繰出金一千六百万円と、他は施策や事業の精算であります。

この時期に行われる補正予算は例年基金への積み立てをしております。本補正予算も基金への積み立てを行っています。特に土地開発基金への積立金一億二千万円につきましては全く納得がいきません。予備費まで削ってなぜ土地開発基金へ積み立てなければならないのでしょうか。土地を購入するためにこの基金の充実が必要だと説明がありましたが、この基金がないと土地購入ができないということはありません。その証拠に、これまでこの基金は余り活用されていませんでした。私はその時々さまざな理由を付けて補正で基金の増額を図ることに反対をするものです。本補正予算におきましても、国保への一千六百万円の繰出金がありますが、基金への積立金を強めています。こうした補正予算に反対するものです。

以上、簡単ですが、私の反対討論といたします。

○議長(赤星行人君) 次に賛成者、四番吉沢嘉翁君。

(四番 吉沢嘉翁君登壇)

○四番(吉沢嘉翁君) それでは、議案第三十七号 平成三年度福生市一般会計補正予算(第六号)につきましての賛成討論をさせていただきます。

当補正予算の収入及び支出につきましては適正なものであると思います。さらに、ただいま御指摘のあ